



信託銀行の信託商品はなるのですか？



信託銀行等の信託商品は信託法によって信託銀行等の本体資産と分別管理することが義務付けられています。このため、信託銀行等が破たんしても信託商品は安全が図られます。

また、元本補てん契約がある信託商品は預金保険制度の対象となっています。

解 説

信託銀行等の信託商品である金銭信託（一般口）やヒット、スーパーヒット、貸付信託、ビッグなどは信託法によって信託銀行の本体資産と分別管理することが義務付けられています。このため、信託銀行等が破たんしても信託商品は安全が図られます。

そもそも「信託」とは「お金などの財産を託して運用・管理を任せる」ということです。運用を受託した信託銀行は、自己の勘定とは別に信託財産を運用しなくてはなりません。

また、信託商品は元本補てん契約がある

ものとなないものの2種類に分けられます。このうち元本補てん契約がある信託商品（貸付信託、ビッグなど）は預金との類似性が高いことから預金保険制度の対象となっています。

信託は原則として実績配当（信託によって生じた結果、つまり利益も損失もすべて受益者に帰属すること）です。しかし、契約次第では元本に生じた損失を信託銀行等が補てんすることができます。この元本保証を約束する契約が元本補てん契約です。

■ 信託銀行の分別管理

信託銀行が管理する財産

信託財産

信託銀行本体の資産

MEMO

信託銀行と普通銀行の違い

信託銀行とは信託業務と銀行業務を併せて営む銀行です。信託とはお金などの財産を託して運用・管理を任せることです。この信託を業務として取り扱えるのが信託銀行なのです。信託銀行では金銭のほか、土地や建物などの不動産、債券や株式などの有価証券、車両や船などの動産などを受託することができます。ちょっと変わったところでは遺言を受託することもできます。

保険会社が破たんした場合のセーフティネット

保険契約者の保護について

保険はいわば助け合いの精神によって運営されています。

たとえば、死亡保険は被保険者の死亡によって収入が途絶えたり、減ったりすることに備えることを主な目的としています。そこで、同じ目的をもった人たちが保険料を出し合い、被保険者が亡くなったときにその保険料の中から保険金を支払って遺族の生活を保障するわけです。

この助け合いの考え方は生命保険、損害保険を問わず、すべての保険に共通しています。

このように重要な役割を負っている保険は保険会社の破たんによってどんな影響を受けるでしょうか。

まず、払い込んだ保険料が返還されたとしても、加入のときに約束された保障額に届かないことがあります。また、返還された保険料をもとに別の保険会社の保険に加入する場合、本人が年を取っていることはもちろん、健康状態が変わっている可能性もあるため、同じ保障を求めると保険料が高くなったり、場合によっては加入することもできなくなるかもしれません。これでは保険に加入していた意味がなくなってしまいます。

こうしたことから、保険契約者を保護するに当たっては保障機能の維持、確保を第一義とします。破たんした保険会社が保有する保険契約を他の保険会社等に移転・承継するなど、保険契約の継続を目指すのです。

Q 保険会社が破たんしたら 加入していた保険はどうなるのですか？

A 保障機能の維持、確保を第一義として保険契約を他の保険会社等に移転・承継。保険契約の継続を目指します。

解 説

保険会社が破たんしたとき、保険契約の継続を目指すのは、それが保険契約者の利益に直結すると考えられるからです。

たとえば、生命保険は通常、同じ死亡保障を得るには年齢が若いほど保険料が安くなります。死亡率の問題などがかわってくるからです。

仮に、保険に加入して10年後に保険会社が破たんしたとしましょう。被保険者は10歳年を取っているわけですから、同じ保障の保険に加入し直そうとすると、保険料が高くなってしまいます。逆に、保険料を同程度に抑えようとする、今度は保

障が小さくなってしまいます。

また、それ以前の問題として、破たんと同時に契約が解除されたり、失効になると、保険契約者は死亡などに対する備えを突然失うこととなります。これでは保険契約者とその家族のライフプランに大きな影響が出てしまうでしょう。そこで、そうした事態を避けるためにも保険契約の継続を目指すのです。

なお、保険会社の破たんとは業務や財産の状況を検討したとき、保険業を続けることが困難な状態になったことなどを意味します。

■ 銀行や証券会社で販売された保険商品の場合

2002年より銀行等による生命保険の窓口販売が開始されました。保険契約は保険契約者と保険会社が交わすもので、購入窓口である銀行や証券会社が経営破たんしても、保険契約自体に影響はありません。ただし、保険料を支払うための銀行や証券会社の口座は他の金融機関等へ移す必要が生じます。投資信託などで運用する投資型年金保険などの場合は、運用資金は投資信託委託会社で分別管理され、信託銀行等で管理されます。

MEMO

保険会社の破たん処理

保険会社の破たん処理は会社更生手続きか行政手続きのいずれかによって行われます。会社更生手続きは経営が困難となった会社の更生・事業継続のために行われるもので、裁判所の監督のもとで進められます。一方、行政手続きは金融庁長官の命令によって進められます。

Q 保険契約は どのように継続されるのですか？

A 破たん保険会社の保険契約の移転等を受ける救済保険会社が現れた場合と現れない場合で継続の仕組みは異なります。しかし、いずれの場合でも保険契約者は保険契約者保護機構によって保護されます。

解 説

保険契約を継続するに際して重要なポイントになるのが「責任準備金」です。保険契約者が払い込んだ保険料は将来の保険金や満期返戻金などの支払いに備えるため、保険会社によって積み立てられ、運用されます。この積立金が責任準備金です。

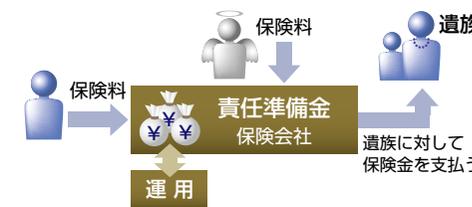
保険会社が破たんすると、一般に破たん保険会社の資産は本来積み立てられるべき責任準備金を下回っています。そのため、保険契約者との間の保険契約をそのまま継続させても、当初約束した保障機能を維持、確保することはほとんど困難になります。

そこで、この場合、保険契約者保護機構が責任準備金の一定割合までを補償するため、資産の不足を補てんすることになります。この措置を通じ、保険契約の継続が図られるのです。

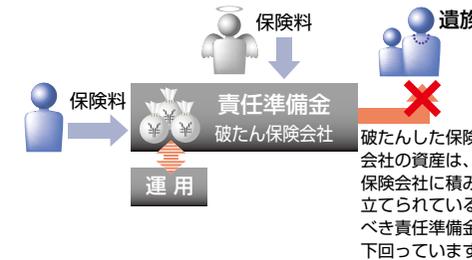
ただし、保険契約を適正、安全に維持するため、予定利率の引き下げなど契約条件が変更されることもあります。

■ 責任準備金と保険契約の継続

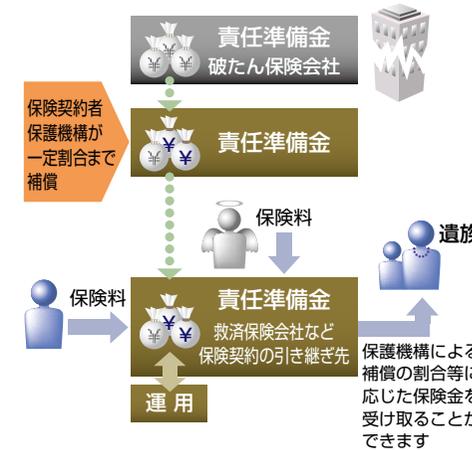
● 通常の保険の支払い



● 保険会社が破たんした場合



● 責任準備金を補償



金融広報中央委員会「金融商品の保護」より



保険契約者保護機構とは どのような制度ですか？



責任準備金を一定割合まで補償して保険契約の維持を図り、保険契約者を保護する制度が保険契約者保護機構です。

解 説

保険契約者保護機構は国内で営業する生命保険会社と損害保険会社(いずれも外国保険会社の在日支店を含む)を加入対象とし、会員保険会社の経営が破たんしたとき、保険契約者を保護する制度です。これは、保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

2つあり、生命保険会社は「生命保険契約者保護機構」、損害保険会社は「損害保険契約者保護機構」に加入することが義務付けられています。ただし、再保険契約や船主等責任保険契約に係る業務のみを行う保険会社等は加入する必要がありません。

補償の対象となる保険契約と保護の範囲

現在、わが国には保険契約者保護機構が

2つあり、生命保険会社は「生命保険契約者保護機構」、損害保険会社は「損害保険契約者保護機構」に加入することが義務付けられています。ただし、再保険契約や船主等責任保険契約に係る業務のみを行う保険会社等は加入する必要がありません。

MEMO

契約条件の変更

いったん契約した保険の契約条件(予定利率など)を契約期間中に変更することは、通常はできません。しかし、保険会社が破たんして破たん処理が行われるとき、保険契約を引き続き適正、安全に維持するために必要とされれば、保険業法などによって契約条件を変更することが認められています。

■ 補償対象保険契約と保護の範囲^(注1)

国内で事業を行う生命保険会社の元受保険契約(運用実績連動型保険契約の特定特別勘定に係る部分を除く^(注2))は保護機構の補償対象となります。

なお、保護機構による補償対象外の部分については、更生計画等に定めるところによります。

1. 生命保険

高予定利率契約^(注3)を除き破綻時点の責任準備金の90%まで補償。

2. 損害保険

		保護の範囲	
		保険金支払い	解約返戻金・満期返戻金など
損害保険	自賠責保険★ 家計地震保険★	100%まで補償	
	自動車保険★ 火災保険 その他損害保険	破綻後3ヶ月間は保険金を100%まで補償 3ヶ月経過後は、保険金の80%まで補償	80%まで補償
疾病・傷害に関する保険	短期傷害*1、特定海旅*2★		
	年金払型積立傷害保険*3★ 財産形成貯蓄傷害保険★ 確定拠出年金傷害保険★	保険金の90%まで補償	90%まで補償
	その他疾病・傷害保険★		90%まで補償 積立型保険の場合、積立部分は80%となります。

(注1) 保険契約者が、個人・小規模法人*4、マンション管理組合*5である場合、保護機構による補償の対象となります。ただし、上表中、★印の保険は、保険契約者を問わず補償の対象となります。

*1・2・3 「短期傷害」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。「特定海旅」とは、いわゆる海外旅行傷害保険が該当します。「年金払型積立傷害保険」とは、いわゆる年金払積立傷害保険のほとんどが該当します。いずれも、契約締結時に行う告知事項に健康状態に関するものが含まれない保険契約に限られる等、対象となるための条件がありますのでご注意ください。

*4 「小規模法人」とは、破綻時において、常時使用する従業員又は常時勤務する職員の数が20人以下の次の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含みます)をいいます。

1. 日本法人

2. その日本における営業所又は事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人

*5 「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。

(注2) 補償対象とならない運用実績連動型保険契約の特別勘定部分とは、特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低補償(最低死亡保険金保証、最低年金原資補償等)のない保険契約にかかる特別勘定を指します。一方、更生手続において、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

(注3) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が告示所定の「基準利率」を超えていた保険契約(*)を指します。当該契約については、補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = 90% - {(過去5年間に於ける各年の予定利率 - 基準利率)の総和 ÷ 2}

* 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なることに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立した保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断することになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

出典：金融広報中央委員会